

国立大学法人上越教育大学における教育研究設備・機器の共用方針

学長裁定

令和8年3月25日

「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」（令和4年3月文部科学省策定）に基づき、組織全体における研究設備・機器の最適なマネジメントを確立するため、次のとおり国立大学法人上越教育大学における教育研究設備・機器の共用方針を策定する。

（保有資産の活用）

- 1 教育・研究力の強化を図るため、教育研究設備・機器を重要な経営資源の一つと捉え、全学的なマネジメントに基づいて保有資産を最大限活用する。

（教育研究設備・機器の共用の促進）

- 2 学内外の教育者・研究者に有効な教育・研究環境を提供するため、汎用性のある教育研究設備・機器を共用する仕組みを戦略的に強化し、共用利用を積極的に促進する。

（教育研究設備・機器の維持）

- 3 教育研究設備・機器に関する多様な財源（設備等の利用料を含む。）を活用し、教育研究設備・機器を維持するための経費の確保に努める。

（その他）

- 4 本方針に定める事項のほか、教育研究設備・機器の整備・活用・共用等に関して必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この学長裁定は、令和8年3月25日から施行する。